平成３０年（フ）第２８号
山口県防府市大字田島676番地の１　メゾン華陽Ａ棟201
債務者　川口　　翼
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２９号
山口県周南市大神３丁目11番58号　スタープルⅡＣ－101号、前住所山口市小郡新町１丁目16番23号
債務者　堀　吏規伸
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３５号
山口市大内矢田北１丁目３番37号　サンライフ大内Ａ－105
債務者　岡　　恵
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
山口市大内氷上６丁目24番25号　アルカ　デヌエース　Ｂ203
債務者　倉増　敏幸
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４２号
山口市宮野下948番地
債務者　礒川　展行
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４９号
山口市七尾台13番10号
債務者　礒田　明美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４０８２号
東京都江戸川区平井１丁目８－15
債務者　佐藤　ルリ
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１４８号
東京都板橋区志村３丁目13－４－303
債務者　鳴海美砂子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１４９号
東京都練馬区関町南４丁目４－11－315
債務者　金森　絢音
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１５０号
東京都江東区扇橋３丁目20－13－604
債務者　櫻井　光子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１５１号
東京都足立区東和４丁目12－５－103
債務者　中川眞知子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１５８号
東京都世田谷区喜多見４丁目４－５－103
債務者　長谷川路子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１６１号
神奈川県相模原市中央区田名1328－101
債務者　葛西　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１６４号
東京都杉並区成田東３丁目35－６－404
債務者　山本　祐介
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４１６７号
東京都世田谷区代田４丁目17－10－201
債務者　稲葉　　亮
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部